

最上川土地改良区における賦課金未収の現状と対応 The present situation and solution of unpaid dues problem in Mogamigawa land improvement district

○元杉昭男* 田澤伸一**
Akio Motosugi Shinichi Tazawa

1.はじめに

最上川土地改良区(山形県庄内町、賦課面積 6501ha(すべて田))では、毎年、耕作者からは全地区一律に「一般賦課金」(経常賦課金+国営事業負担償還金、H24 年度 5600 円/10a)が徴収され、農地所有者からは地区毎に異なる「特別賦課金」(県営圃場整備事業負担償還金、H24 年度 1000~12000 円/10a)が徴収される。しかし、賦課金の未収があり、土地改良負担金対策の効果が見られるものの、未だ大きな課題である。

本稿は、賦課金未収の実態を把握するために、土地改良区の賦課金台帳と職員の聴取り結果を用いて、最近5カ年間の滞納者 138 人の状況を分析するとともに、賦課金未収問題への対応策を考察した。

2.賦課金未収の状況

賦課金の未収率(金額ベース)は、**図1**のように、1994年度以降に徐々に上昇し2007年度以降は減少している。過去の賦課金の未払者も含む滞納者数は、土地改良区の懸命な努力により、**図2**のように2008年度の99名に比べ2012年度の53名へと53%に減少し、全滞納額も4892万円から2506万円に51%に減少した。

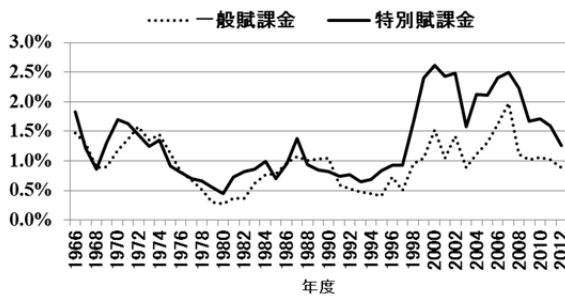


図1 賦課金の未収率の推移

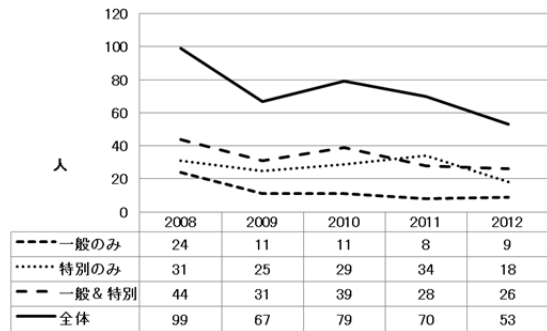


図2 滞納者数の推移

図3のように、2012年度の滞納者53人のうち42%が滞納額20万円未満である。100万円以上の者は6人(11%)であるが、全滞納額の44%を占めている。土地改良区の運営上はこうした多額の滞納者対策が急がれる。なお、2008年度以降の滞納者(以下、「滞納者」という。)の49%が3年以上滞納をしている。

滞納者を種類別にみると、一般賦課金のみは29人、特別賦課金のみが54人、両賦課金が56人となっている。特別賦課金の滞納者の多くは農地を貸付けており、**図4**のように、70%が経営耕地面積(自作地+借受地)0.3ha未満である。一方、耕作者が支払う一般賦課金の滞納は、経営耕地面積の大きな農業者に多い。

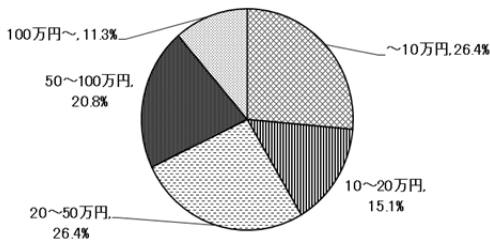


図3 滞納額別の滞納者数割合(2012)

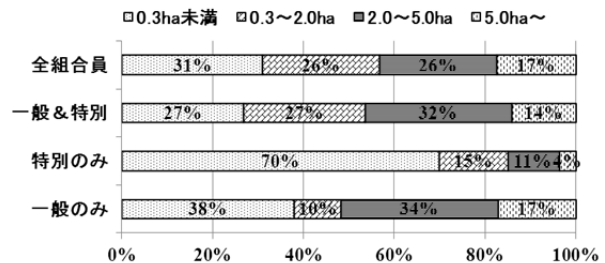


図4 賦課金種類別耕作面積割合

最上川土地改良区では、未収金の解消のために、役職員が滞納者に直接面接して支払いを促している。そうした面接内容を役職員から聴き取りをして、滞納者毎に想定される未払の原因をまとめた。その結果、不明な

場合を除くと、「農業投資による多重債務があり他の借金返済を優先した場合」が17人、「農業投資以外の多重債務があり他の借金返済を優先した場合」が60人、「賦課金支払に関しモラルが欠如している場合」が59人であった。図5は経営耕地面積別の集計で、経営の大きな農業者ほど農業債務が未払の原因になっており、経営耕地面積が小さいとモラル欠如が大きくなる。0.3ha未滿では56%に達している。しかも、農業債務は未納者平均で88万円と、農業外債務の39万円、モラル欠如の30万円よりかなり大きく、過去の農業政策とも関連した農業投資が賦課金未収問題に影を落としている。

4.未収金の回収方法

土地改良区は「滞納賦課金の徴収対策」を作成し図2のような成果を挙げている。役職員の懸命な説得による全額納入は回収方法の30%を占めている。また、2008年度から5年間でも21件の農地差押を執行している。この他に、分割納入、小作料精算(小作料収入を得た時点で賦課金を支払う)、農地売却(差押後公売も含む)であり、図6は経営耕地面積別に見た未収金回収方法である。経営耕地面積の小さな農業者は農地貸付や離農傾向があるので、小作料精算や農地売却が有効な手段となっている。

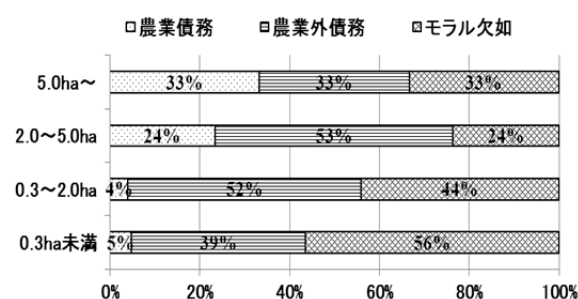


図5 耕作面積別未収金発生原因

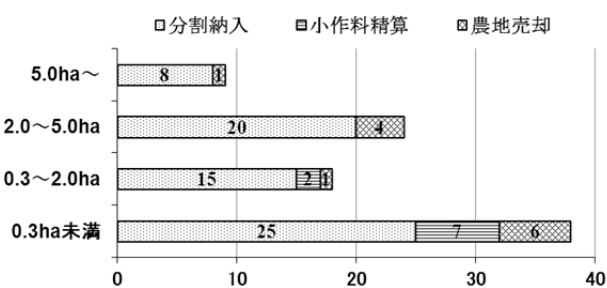


図6 耕作面積別未収金回収方法(単位:人)

5.賦課金未収問題解決に向けた政策的対応

以上の分析から、未収金問題の解決に、次の政策的な対応が必要である。

- ①経営規模の大きな農業者の滞納は、過去の農業投資による債務が原因の場合が多く、一般賦課金の未払が多い。土地改良賦課金だけでなく、個々の農業者の負債状況を把握し、経営状況まで立ち入った対策が必要になる。地域農業の担い手育成対策として、行政やJAなどによる積極的な関与が必要である。
- ②経営耕地面積の小さな農業者の滞納はモラルの欠如を主な原因としており、小作料精算や農地売却による返済が特徴である。農地貸付が多かったり離農傾向が強かったりするためであり、この現実を踏まえた対応が必要である。農地保有合理化法人機能の付与などによる土地改良区の機能強化が、滞納金の解消と未収金の発生防止に有力な手段となる。

6.おわりに

未収金が多額になれば会計上の問題ばかりでなく、組合員間に不公平感が高まり、事業資金の借入れに際し連帯保証人となった役員に精神的な重圧を与える。土地改良区の円滑な運営が支障を来し、我が国農業の根幹を脅かす。こうした未収金の背景には、不在地主や離農希望者の増加、相続問題による所有者未定農地の増加、農地の買収・借入希望者の減少など、厳しい農業事情があり、土地改良区だけで対処できない。未収金問題を土地改良区の問題としてではなく、農政全体の課題として捉え対処する時期に来ている。

謝辞: 最上川土地改良区、山形県土地改良事業団体連合会、寒河江川土地改良区、三郷堰土地改良区の関係者の皆様に、ご協力頂いたことをここに感謝します。

【参考引用文献】 最上川土地改良区: 庄内平野 水土の歴史, 東北企画出版, pp.168~172(2012)